

日本税理士共済会の 団体介護保障

【生活介護保険特約(親型)・年金払特約付団体生活介護保険】

—— 中途募集のご案内 ——

制度の特長

●要生活介護状態を保障

公的介護保険制度の「要介護2以上」に認定された場合、または引受保険会社所定の要生活介護状態が180日継続した場合、生活介護保険金が支払われます。

●親の介護特約

ご両親の介護に対する経済的負担を軽減できます。

ご両親が遠隔地にお住まいの場合、本人(主たる被保険者)が代理して記入・告知等の手続きが可能です。

●保険金の一時金受取

生活介護保険金は一時金で受け取ることができ、介護の初期費用に充当することができます。(年金で受け取ることもできます)

申込締切日

2023年11月24日(金)必着

- 申込方法 同封の団体介護保障加入申込書に必要事項をご記入・ご押印の上、日本税理士共済会宛にお送りください。
- 申込書提出先 日本税理士共済会
- 効力発生日 2024年2月1日

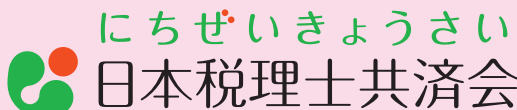
意向確認のお願い

*ご加入前に別紙の「契約概要・注意喚起情報」を必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

この保険は、所定の要生活介護状態に該当した場合の介護保障を目的とする保険期間1年、保険料掛け捨て型の生命保険で、当パンフレットに記載の保険金額からお申込みいただけます。

保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、お申込前にご確認をお願いします。

お申し込み／お問い合わせは



〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5F

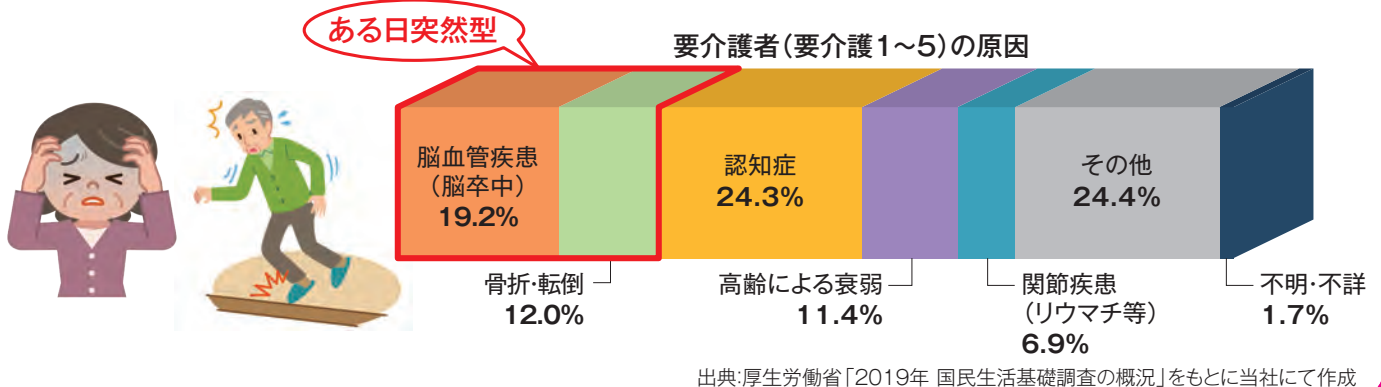
TEL.03-5740-0321 FAX.03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com URL <http://www.zeirishikyosai.com>

介護に対する備えは万全ですか？

Q 『まだ、介護について考える年齢ではないと思うのですが？』

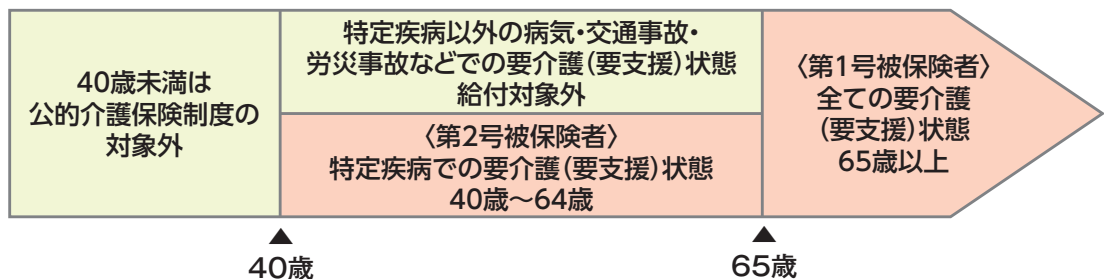
A 実は、要介護状態になる原因の約3割が「ある日突然型」です。



Q 『公的介護保険制度だけで十分じゃないの？』

A 実は、公的介護保険制度の対象外になる場合があります。

公的介護保険制度は年齢・原因が限定されます！



公的介護保険制度の給付対象外

公的介護保険制度の給付対象

特定疾病とは？

例えば…

- がん末期
- 関節リウマチ
- パーキンソン病関連疾患 など計16疾病

出典：厚生労働省ホームページをもとに当社にて作成

Q 『公的介護保険制度の給付対象になれば給付金がもらえますよね？』

A 実は、金銭の支給は無く、サービスの提供(現物支給)が原則となります。なお、要介護状態に該当されても公的介護保険の保険料は納め続けることとなります。

●要介護状態となった場合の公的介護保険の範囲外費用※1
に対して必要と考える初期費用・月々の費用

(平均)

初期費用※2 **234万円**

月々の費用※2 **15.8万円**



●自費で購入等した場合の初期費用(目安)

車いす	自走式	6~19万円
	電動式	30~50万円
特殊寝台		15~50万円
ポータブルトイレ(水洗式)		1~4万円
階段昇降機/いす式直線階段用		50万円~

*上表のうち一定の福祉用具については、公的介護保険の貸与制度があり、ポータブルトイレについては特定福祉用具購入費の支給対象となります。

出典：(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2021年7月改訂版)をもとに当社にて作成

※1 住宅改造や介護用品購入などの費用

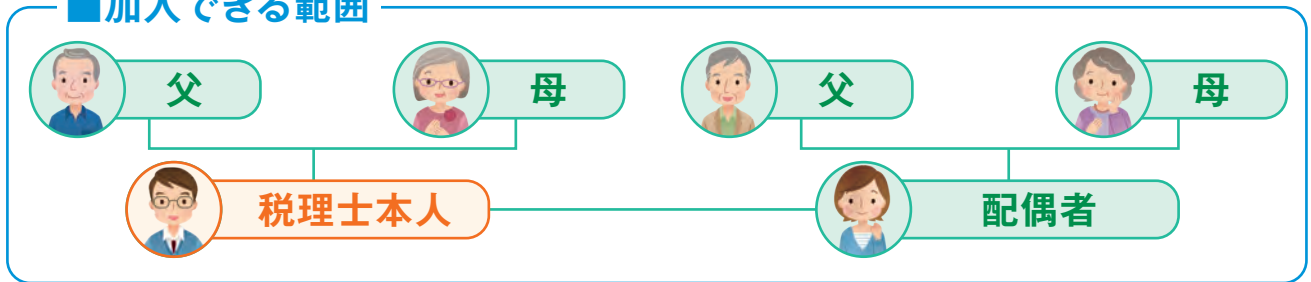
※2 必要と考える介護の費用については個人差があります。

出典：(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」をもとに当社にて作成

Q 『税理士本人しか加入できませんか?』

A 本人、配偶者、本人の両親、配偶者の両親の最大6名が加入できます。

■加入できる範囲



※親は、税理士本人および配偶者の実父母で、養父母は含みません。

団体介護保障に加入するとこんな時、生活介護保険金が受け取れます

公的介護保険制度の「要介護2以上」に認定された場合、または引受保険会社所定の要生活介護状態が180日継続した場合、生活介護保険金が支払われます。引受保険会社所定の要生活介護状態とは以下のいずれかの状態をいいます。

- (1) 下記の項目の1から5のうち2項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
- (2) 器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき

1. 歩行

2. 衣服の着脱

3. 入浴

4. 食物の摂取

5. 排泄



〔別表〕引受保険会社所定の要生活介護状態

引受保険会社所定の要生活介護状態とは、つぎのいずれかに該当した場合をいいます。

- (1) 下表の項目の1から5のうち2項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
 - (2) 器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき
- * 器質性認知症、意識障害、見当識障害の詳細は約款に記載されています。

項 目	状 態
1. 歩行 立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか	(1) 全部介助： 介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまっても、誰かに支えてもらっても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。 (2) 一部介助： 補装具等を使用しても介助がなければ困難 (3) ほぼ自立： 補装具等を使用すれば自分でできる。 (4) 自 立： 自分でできる。
2. 衣服の着脱 眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。	(1) 全部介助： 介助がなければ自分ではまったくできない。 (2) 一部介助： 衣服を工夫しても介助がなければ困難 (3) ほぼ自立： 衣服を工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自 立： 自分でできる。
3. 入浴 浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。	(1) 全部介助： 介助がなければ自分ではまったくできない。 (2) 一部介助： 浴槽などを工夫しても介助がなければ困難 (3) ほぼ自立： 浴槽などを工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自 立： 自分でできる。
4. 食物の摂取 眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。	(1) 全部介助： 介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。 (2) 一部介助： 食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。 (3) ほぼ自立： 食器・食物等を工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自 立： 自分でできる。
5. 排泄 排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。	(1) 全部介助： 介助がなければ自分ではまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。 (2) 一部介助： 特別の器具を使用しても身体に触れて行う直接的な介助がなければ困難 (3) ほぼ自立： 特別の器具を使用すれば自分でできる。使用した特別の器具の後始末などの間接的な援助が必要な場合を含みます。 (4) 自 立： 自分でできる。

保障内容と負担金

●生活介護保険金

税 理 士 本 人：400万円、600万円、800万円、1,000万円

配 偶 者：400万円、600万円、800万円 ※本人と同額または

本 人・配偶者の実父母：100万円、200万円 それ以下とします。

●負担金(掛金)は6ヵ月払い(半年払)で、ご指定の金融機関預金口座より自動振替します。

【ご参考】 ●1ヵ月あたりの負担額

(単位:円)

A表		税理士本人				B表		親介護特約		
		配偶者						本人・配偶者の実父母		
生活介護保険金 (年金基金)		400万円	600万円	800万円	1,000万円	生活介護保険金		100万円	200万円	
年齢	性別					年齢	性別			
新規加入・継続加入	18~35歳 (S63.2.1生~ H18.1.31生)	男	397	595	794	992	40~45歳 (S53.2.1生~ S59.1.31生)	男	56	112
		女	393	589	786	982		女	45	90
	36~40歳 (S58.2.1生~ S63.1.31生)	男	428	642	856	1,070	46~50歳 (S48.2.1生~ S53.1.31生)	男	75	149
		女	405	607	810	1,012		女	55	110
	41~45歳 (S53.2.1生~ S58.1.31生)	男	464	695	927	1,159	51~55歳 (S43.2.1生~ S48.1.31生)	男	111	222
		女	420	630	840	1,050		女	78	155
	46~50歳 (S48.2.1生~ S53.1.31生)	男	538	807	1,076	1,345	56~60歳 (S38.2.1生~ S43.1.31生)	男	184	367
		女	460	689	919	1,149		女	124	247
	51~55歳 (S43.2.1生~ S48.1.31生)	男	683	1,024	1,366	1,707	61~65歳 (S33.2.1生~ S38.1.31生)	男	329	657
		女	550	825	1,100	1,375		女	229	457
更新のみ	56~60歳 (S38.2.1生~ S43.1.31生)	男	974	1,460	1,947	2,434	66~70歳 (S28.2.1生~ S33.1.31生)	男	646	1,292
		女	734	1,101	1,468	1,835		女	466	931
	61~65歳 (S33.2.1生~ S38.1.31生)	男	1,554	2,330	3,107	3,884	71歳 (S27.2.1生~ S28.1.31生)	男	986	1,972
		女	1,154	1,730	2,307	2,884		女	731	1,461
	66~70歳 (S28.2.1生~ S33.1.31生)	男	2,824	4,235	5,647	7,059	72歳 (S26.2.1生~ S27.1.31生)	男	1,130	2,260
		女	2,102	3,153	4,204	5,255		女	852	1,704
	71歳 (S27.2.1生~ S28.1.31生)	男	4,184	6,275	8,367	10,459	73歳 (S25.2.1生~ S26.1.31生)	男	1,305	2,609
		女	3,161	4,741	6,322	7,902		女	995	1,990
	72歳 (S26.2.1生~ S27.1.31生)	男	4,760	7,140	9,520	11,900	74歳 (S24.2.1生~ S25.1.31生)	男	1,504	3,007
		女	3,647	5,470	7,294	9,117		女	1,167	2,333
新規加入・継続加入	73歳 (S25.2.1生~ S26.1.31生)	男	5,458	8,186	10,915	13,644	75歳 (S23.2.1生~ S24.1.31生)	男	1,722	3,444
		女	4,219	6,328	8,438	10,547		女	1,370	2,740
	74歳 (S24.2.1生~ S25.1.31生)	男	6,254	9,380	12,507	15,634	76歳 (S22.2.1生~ S23.1.31生)	男	1,972	3,944
		女	4,905	7,357	9,810	12,262		女	1,600	3,199
	75歳 (S23.2.1生~ S24.1.31生)	男	7,128	10,691	14,255	17,819	77歳 (S21.2.1生~ S22.1.31生)	男	2,256	4,512
		女	5,720	8,580	11,440	14,300		女	1,881	3,762
	76歳 (S22.2.1生~ S23.1.31生)	男	8,128	12,191	16,255	20,319	78歳 (S20.2.1生~ S21.1.31生)	男	2,588	5,175
		女	6,638	9,956	13,275	16,594		女	2,227	4,453
	77歳 (S21.2.1生~ S22.1.31生)	男	9,264	13,896	18,528	23,160	79歳 (S19.2.1生~ S20.1.31生)	男	2,965	5,929
		女	7,763	11,644	15,526	19,407		女	2,615	5,230
更新のみ	78歳 (S20.2.1生~ S21.1.31生)	男	10,589	15,883	21,178	26,472	80歳 (S18.2.1生~ S19.1.31生)	男	3,383	6,766
		女	9,146	13,719	18,292	22,865		女	3,052	6,104
	79歳 (S19.2.1生~ S20.1.31生)	男	12,098	18,147	24,196	30,245	81歳 (S17.2.1生~ S18.1.31生)	男	3,849	7,697
		女	10,699	16,048	21,398	26,747		女	3,551	7,101
	80歳 (S18.2.1生~ S19.1.31生)	男	13,772	20,658	27,544	34,430	82歳 (S16.2.1生~ S17.1.31生)	男	4,357	8,713
		女	12,447	18,670	24,894	31,117		女	4,113	8,226
							83歳 (S15.2.1生~ S16.1.31生)	男	4,896	9,792
								女	4,736	9,471
							84歳 (S14.2.1生~ S15.1.31生)	男	5,450	10,900
								女	5,400	10,800
						85歳 (S13.2.1生~ S14.1.31生)	男	6,001	12,001	
							女	6,074	12,148	

*上表1ヵ月あたりの負担額は、P.4負担金表6ヵ月払いの金額を1/6にした金額です。

(小数点以下切り上げ)

～ 負担金の算出方法 ～

(加入者)	(各負担金)
本人	(A表: ●●円)
	+
配偶者	(A表: ▲▲円)
	+
親 本人の父	(B表: ■■■円)
【負担金】=(各負担金の合計額)円	

実際の振替額はこちらです。

●負担金表6ヵ月払い(半年払掛金)

(単位:円)

A表			税理士本人				B表		親介護特約 本人・配偶者の実父母				
生活介護保険金 (年金基金)			配偶者				生活介護保険金		100万円		200万円		
年齢	性別		400万円	600万円	800万円	1,000万円	年齢	性別					
新規加入・継続加入	18~35歳 (S63.2.1生~ H18.1.31生)	男	2,380	3,570	4,760	5,950	40~45歳 (S53.2.1生~ S59.1.31生)	男	335	670	100万円	200万円	
		女	2,356	3,534	4,712	5,890		女	270	540			
	36~40歳 (S58.2.1生~ S63.1.31生)	男	2,568	3,852	5,136	6,420	46~50歳 (S48.2.1生~ S53.1.31生)	男	447	894	100万円	200万円	
		女	2,428	3,642	4,856	6,070		女	329	658			
	41~45歳 (S53.2.1生~ S58.1.31生)	男	2,780	4,170	5,560	6,950	51~55歳 (S43.2.1生~ S48.1.31生)	男	664	1,328	100万円	200万円	
		女	2,520	3,780	5,040	6,300		女	465	930			
	46~50歳 (S48.2.1生~ S53.1.31生)	男	3,228	4,842	6,456	8,070	56~60歳 (S38.2.1生~ S43.1.31生)	男	1,100	2,200	100万円	200万円	
		女	2,756	4,134	5,512	6,890		女	741	1,482			
	51~55歳 (S43.2.1生~ S48.1.31生)	男	4,096	6,144	8,192	10,240	61~65歳 (S33.2.1生~ S38.1.31生)	男	1,970	3,940	100万円	200万円	
		女	3,300	4,950	6,600	8,250		女	1,370	2,740			
	56~60歳 (S38.2.1生~ S43.1.31生)	男	5,840	8,760	11,680	14,600	66~70歳 (S28.2.1生~ S33.1.31生)	男	3,875	7,750	100万円	200万円	
		女	4,404	6,606	8,808	11,010		女	2,793	5,586			
	61~65歳 (S33.2.1生~ S38.1.31生)	男	9,320	13,980	18,640	23,300	71歳 (S27.2.1生~ S28.1.31生)	男	5,915	11,830	100万円	200万円	
		女	6,920	10,380	13,840	17,300		女	4,381	8,762			
	66~70歳 (S28.2.1生~ S33.1.31生)	男	16,940	25,410	33,880	42,350	72歳 (S26.2.1生~ S27.1.31生)	男	6,780	13,560	100万円	200万円	
		女	12,612	18,918	25,224	31,530		女	5,110	10,220			
	更新のみ	71歳 (S27.2.1生~ S28.1.31生)	男	25,100	37,650	50,200	62,750	73歳 (S25.2.1生~ S26.1.31生)	男	7,826	15,652	100万円	200万円
			女	18,964	28,446	37,928	47,410		女	5,968	11,936		
72歳 (S26.2.1生~ S27.1.31生)		男	28,560	42,840	57,120	71,400	74歳 (S24.2.1生~ S25.1.31生)	男	9,020	18,040	100万円	200万円	
		女	21,880	32,820	43,760	54,700		女	6,997	13,994			
73歳 (S25.2.1生~ S26.1.31生)		男	32,744	49,116	65,488	81,860	75歳 (S23.2.1生~ S24.1.31生)	男	10,331	20,662	100万円	200万円	
		女	25,312	37,968	50,624	63,280		女	8,220	16,440			
74歳 (S24.2.1生~ S25.1.31生)		男	37,520	56,280	75,040	93,800	76歳 (S22.2.1生~ S23.1.31生)	男	11,831	23,662	100万円	200万円	
		女	29,428	44,142	58,856	73,570		女	9,596	19,192			
75歳 (S23.2.1生~ S24.1.31生)		男	42,764	64,146	85,528	106,910	77歳 (S21.2.1生~ S22.1.31生)	男	13,536	27,072	100万円	200万円	
		女	34,320	51,480	68,640	85,800		女	11,284	22,568			
76歳 (S22.2.1生~ S23.1.31生)		男	48,764	73,146	97,528	121,910	78歳 (S20.2.1生~ S21.1.31生)	男	15,523	31,046	100万円	200万円	
		女	39,824	59,736	79,648	99,560		女	13,359	26,718			
77歳 (S21.2.1生~ S22.1.31生)		男	55,584	83,376	111,168	138,960	79歳 (S19.2.1生~ S20.1.31生)	男	17,787	35,574	100万円	200万円	
		女	46,576	69,864	93,152	116,440		女	15,688	31,376			
78歳 (S20.2.1生~ S21.1.31生)		男	63,532	95,298	127,064	158,830	80歳 (S18.2.1生~ S19.1.31生)	男	20,298	40,596	100万円	200万円	
		女	54,876	82,314	109,752	137,190		女	18,310	36,620			
79歳 (S19.2.1生~ S20.1.31生)		男	72,588	108,882	145,176	181,470	81歳 (S17.2.1生~ S18.1.31生)	男	23,091	46,182	100万円	200万円	
		女	64,192	96,288	128,384	160,480		女	21,303	42,606			
80歳 (S18.2.1生~ S19.1.31生)	男	82,632	123,948	165,264	206,580	82歳 (S16.2.1生~ S17.1.31生)	男	26,137	52,274	100万円	200万円		
	女	74,680	112,020	149,360	186,700		女	24,678	49,356				
83歳 (S15.2.1生~ S16.1.31生)	男	29,376	44,064	58,752	74,608	84歳 (S14.2.1生~ S15.1.31生)	男	32,699	65,398	100万円	200万円		
	女	28,412	42,616	56,824	72,432		女	32,399	64,798				
85歳 (S13.2.1生~ S14.1.31生)	男	36,003	54,004	72,006	90,008	85歳 (S13.2.1生~ S14.1.31生)	男	36,003	72,006	100万円	200万円		
	女	36,444	54,666	72,888	91,152		女	36,444	72,888				

※本人・配偶者の71歳以上の方の新規加入のお取り扱いはできません。
 ※更新時の年齢により、負担金(本人・配偶者:掛金=保険料+制度運営費、本人・配偶者の実父母:掛金=保険料)は変わりますのでご確認ください。
 ※被保険者の年齢は、更新日(2023年8月1日)現在を基準に満年齢で計算し、1年未満の端数月については、6ヵ月以下の場合は切り捨て、6ヵ月を超える場合は1歳切り上げて計算します。
 ※記載の負担金は正規負担金で2023年8月1日~2024年7月31日までの負担金として適用します。
 ※配偶者・親のみの加入はできませんので、本人と一緒に(配偶者の親は配偶者と一緒)にご加入ください。
 ※配偶者の生活介護保険金額は本人と同額またはそれ以下とします。ただし、配偶者は800万円を限度とします。
 ※本人・配偶者の負担金表6ヵ月払いには生活介護保険金100万円あたり360円の制度運営費が含まれています。

制度の内容と取扱い

●新規にご加入いただける方(2023年8月1日現在の年齢)

本人：日本税理士共済会会則第5条^(*)に規定する税理士で健康で正常に業務に従事されている2023年8月1日現在、20歳以上70歳以下(昭和28年2月1日以降生まれ)の方。

配偶者：上記の配偶者で、健康に日常生活を営んでいる2023年8月1日現在、18歳以上70歳以下(昭和28年2月1日以降生まれ)の方。

*配偶者のみの加入はできませんので、本人と一緒にご加入ください。

日本税理士共済会 会則より抜粋 (会員)

* 1 第5条 本会の会員とは、本会が実施する諸制度に加入している次の者をいう。

1. 税理士

以下略

●親介護特約【生活介護保険特約(親型)】

本人・配偶者の実父母：40歳以上85歳以下の方

*親介護特約は税理士本人・配偶者の戸籍上の父母(養父母は除く)で、それぞれの両親(2名)またはどちらか一方の親が加入できます。

*親介護特約のみの加入はできませんので、本人と一緒にご加入ください。

*配偶者の親が加入する場合には、配偶者の加入が条件となります。

一旦加入されれば、加入資格を満たすかぎり以後の更新時にたとえ病気であっても、前年度保険金額と同額またはそれ以下で本人・配偶者ともに80歳まで、親介護特約は85歳まで継続加入できます。

外国籍の方は以下①～②をすべて満たした場合にご加入いただけます。

①日本国内に居住し、日本国内に住民票がある方

②外国人在留証明書等で本人との関係が確認できる方

●効力発生日・保険期間

ご加入申し込み後、2024年2月1日より効力が発生します。

保険期間は2023年8月1日から2024年7月31日までの1年間で、以後1年ごとに更新します。ただし、中途加入の場合、保険期間は2024年2月1日から2024年7月31日までの半年間です。特にお申し出がない限り自動更新となります。

●制度からの脱退

お申し出により制度から脱退することができます。

被保険者(本人・配偶者・親)が加入資格を喪失された場合には、制度から脱退となります。ただし、更新日時点で加入資格を有する親については、つぎの場合を除き、その更新日を含む保険期間中は継続することができます。

・本人が支払事由に該当、死亡・脱退した場合は、配偶者・親(配偶者の親を含む)も同時に脱退となります。

・配偶者が支払事由に該当、死亡・脱退した場合は、配偶者の親も同時に脱退となります。

・本人・配偶者は更新日の年齢が80歳超になったとき、親は更新日の年齢が85歳超になったとき、更新日の前日をもって自動脱退となります。

この保険には、脱退による返戻金はありません。

●受取人

生活介護保険金の受取人は被保険者となります。

●配分金(配当金)

主契約と親介護特約はそれぞれ1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配分金(配当金)としてお支払いします。

●負担金(掛金)

本人・配偶者の負担金表6ヵ月払い(半年払掛金)には生活介護保険金100万円あたり360円の制度運営費が含まれています。親介護特約の制度運営費はありません。負担金(掛金)は6ヵ月払い(半年払)で、ご指定の金融機関預金口座より自動振替します。

●払込方法

負担金(掛金)は年2回(7月・1月のそれぞれ23日、金融機関休業日の場合は翌営業日)、ご指定の銀行口座より自動振替いたします。詳細はお申込み後に別途ご案内いたします。

中途加入者には1月の振替前に「振替のご案内」を送付いたします。(以降は年1回、毎年7月にご案内します)

払い込まれた負担金(掛金)はお返しできません。

ご加入者には、後日「団体生活介護保険被保険者票」をお送りします。

●申込方法

お申込みに際しては書面による告知をしていただきます。告知事項のいずれか1つでも該当するものがあれば、新規加入できません。各加入者（配偶者・実父母含む）による制度内容の確認後、所定の加入申込書に必要事項を記入・押印のうえ、日本税理士共済会にご提出ください。本人が新規にご加入された場合には、申込書到着後、口座振替依頼書を送付します。

●法令等の改正に伴う変更

公的介護保険制度の改正が行われた場合でとくに必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、生活介護保険金の支払事由を変更することがあります。

●税務上の取扱い（2023年7月現在の税制）

実質保険料（年間払込負担金（掛金）から制度運営費と配分金（配当金）を控除した金額）は、介護医療保険料控除の対象となります。（所得税法第76条、地方税法第34条第1項第5号・第314条の2第1項第5号）生活介護保険金は非課税です。（所得税法施行令第30条第1号、所得税基本通達9-21）

●引受保険会社

この保険契約は、太陽生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険契約です。

給付の取扱い

●保険金をお支払いする事由はつぎのとおりです。

生活介護保険金	被保険者が加入（増額）日以後の病気やケガによって、保険期間中につきのいずれかに該当された場合 ①引受保険会社所定の要生活介護状態に該当し、その状態が該当した日から起算して継続して180日あることを医師により診断確定されたとき（P.2の別表をご覧ください。） ②介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）にもとづく公的介護保険制度の「要介護2以上」（※）に該当していると認定されたとき ※（平成11年4月30日 厚生省令第58号第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態）
---------	--

<生活介護保険金のお支払いに関する留意事項>

- ①要生活介護状態に該当し、その日から起算して180日以内に脱退（特約の場合は、消滅）した場合でも、180日を経過するまで保険期間中とみなして、生活介護保険金をお支払いします。
- ②被保険者が生活介護保険金を請求できない特別な事情があるときは、引受保険会社の承諾を得ることにより、その被保険者の代理人が生活介護保険金を請求することができます。

●保険金の支払制限

保険金の支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、保障が消滅します。

●生活介護保険金の受取り方法

生活介護保険金は年金として受け取ることができます。また、年金での受け取りにかえて一時金での受け取りを選択することもできます。

〈年金の取扱い〉

- ★年金の種類…………… ①5年確定年金 ②10年確定年金
- ★年金の型…………… 定額型
- ★年金払いの対象となる…………… 生活介護保険金の全部を年金として支払います。年金として支払うときは、保険会社の定めるところにより保険金を被保険者ごとに年金基金に充当します。
- ★年金受取人…………… ①保険金の受取人です。
②年金支払開始後の受取人の変更はできません。
③年金支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人に支払います。
- ★受取方法…………… 年4回3ヵ月分をご指定の口座に送金します。また、将来の年金のお受け取りにかえて一括払の請求ができます。
- ★年金支払開始日…………… 年金基金設定日（保険会社の定めるところにより保険金を年金基金に充当した日をいいます）の翌々月1日となります。
- ★年金種類の変更の取扱い…………… 年金基金設定後の年金種類の変更は年金支払開始日前に限ります。

※親介護特約の生活介護保険金は一時金での受け取りとなります。（年金払いのお取扱いはできません。）

<個人情報に関するお知らせ>

当保険の運営にあたっては、日本税理士共済会(以下、共済会)は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態、住所等*) {以下、個人情報} を取扱い、共済会が保険契約を締結する生命保険会社へ提出いたします。

共済会は、当保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。

生命保険会社は受領した個人情報を次の目的のために業務上必要な範囲で利用(注)いたします。

- ①各種保険契約の引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③生命保険会社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

※住所については控除証明書等を発送する際に使用します。

また、共済会に上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後個人情報に変更等が発生した際にも、引続き共済会および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

当制度は日本税理士共済会が生命保険会社と締結する団体生活介護保険により運営されます。

パンフレットは団体生活介護保険に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載のない事項は保険約款に基づき運営いたします。ご不明な点は下記担当者までお尋ねください。

契約に関する諸手続、当書面に関するご照会

【問い合わせ先】 日本税理士共済会 TEL 03-5740-0321

【引受保険会社】 太陽生命保険株式会社

【保険会社窓口】 太陽生命保険株式会社 公法人部 担当: 喜多・菅本 TEL 03-3272-6042